

中医協 総-7-3
24.2.10

平成24年2月10日

厚生労働大臣

小宮山 洋子 殿

中央社会保険医療協議会

会 長 森 田 朗

答 申 書

(保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則等の一部改正について)

平成24年1月18日付け厚生労働省発保0118第1号をもって諮問のあった件のうち、保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則等の一部改正（経済上の利益の提供による誘引の禁止）については、別紙1から別紙3までのとおり改正案を答申する。

別紙 1

保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十五号）

【平成24年10月1日施行】

改 正 案	現 行
<p><u>（経済上の利益の提供による誘引の禁止）</u> <u>第二条の四の二 保険医療機関は、患者に</u> <u>対して、第五条の規定により受領する費</u> <u>用の額に応じて当該保険医療機関が行う</u> <u>収益業務に係る物品の対価の額の値引き</u> <u>をすることその他の健康保険事業の健全</u> <u>な運営を損なうおそれのある経済上の利</u> <u>益の提供により、当該患者が自己の保険</u> <u>医療機関において診療を受けるように誘</u> <u>引してはならない。</u></p>	<p>（新設）</p>

別紙 2

保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十六号）

【平成24年10月1日施行】

改正案	現行
<p>(経済上の利益の提供による誘引の禁止)</p> <p><u>第二条の三の二 保険薬局は、患者に対して、第四条の規定により受領する費用の額に応じて、当該保険薬局における商品の購入に係る対価の額の値引きをすることその他の健康保険事業の健全な運営を損なうおそれのある経済上の利益を提供することにより、当該患者が自己の保険薬局において調剤を受けるように誘引してはならない。</u></p>	<p>(新設)</p>

別紙 3

高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準（昭和五十八年厚生省告示第十四号）

【平成24年10月1日施行】

改正案	現行
<p><u>（経済上の利益の提供による誘引の禁止）</u> <u>第二条の四の二 保険医療機関は、患者に対して、第五条の規定により受領する費用の額に応じて当該保険医療機関が行う収益業務に係る物品の対価の額の値引きをすることその他の健康保険事業の健全な運営を損なうおそれのある経済上の利益の提供により、当該患者が自己の保険医療機関において診療を受けるように誘引してはならない。</u></p>	<p>（新設）</p>
<p><u>（経済上の利益の提供による誘引の禁止）</u> <u>第二十五条の三の二 保険薬局は、患者に対して、第四条の規定により受領する費用の額に応じて、当該保険薬局における商品の購入に係る対価の額の値引きをすることその他の健康保険事業の健全な運営を損なうおそれのある経済上の利益を提供することにより、当該患者が自己の保険薬局において調剤を受けるように誘引してはならない。</u></p>	<p>（新設）</p>